

大情審答申第 339 号
平成 25 年 6 月 5 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小野 一郎

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（答申）

平成24年9月28日付け大住吉市民第133号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成24年8月21日付け大住吉市民第119号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）に対する異議申立ては、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると認められるので、実施機関は却下すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公開請求

異議申立人は、平成24年8月7日、大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第5条に基づき、実施機関に対し、「『市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業』の本年度4月1日～7月31日までの住吉区における事業報告書及び精算書」の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公開請求に対する決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成24年度 市民活動団体等の公益活動の連携・協働の促進等による地域コミュニティづくり事業業務完了報告書及び精算書」（以下「本件文書」という。）を特定した上で、個人の氏名、法人等の口座番号及び法人等の印影を公開しない理由を次のとおり付して、条例第10条第1項に基づき、本件決定を行った。

記

「条例第7条第1号に該当
（説明）

個人の氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情

報と照合することにより、特定の個人が識別される情報であると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

法人等の口座番号は、法人等の事業者の経営上又は技術上の情報で、これを公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、かつ同号ただし書にも該当しないため。

条例第7条第2号に該当

(説明)

法人等の印影は、法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより偽造等のおそれがあり、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがあると認められ、かつ同号ただし書にも該当しないため。」

3 異議申立て

異議申立人は、平成24年8月31日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条第1号に基づき、異議申立て(以下「本件異議申立て」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張

異議申立人の主張は、おおむね次のとおりである。

実施機関が、「公開しないこと」と判断していた①「法人等の口座番号」について、マスキング漏れがあり、②「個人の氏名」、「法人等の印影」について、マジックペンで塗られただけでマスキング部分が全部読める。

住吉区役所における法人情報漏えい事故は今回で何回目か。今までどの様な再発防止を図ってきたのか。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

非公開部分である「法人等の口座番号」に係る部分のマスキングが漏れた状態となっており、また、マスキングした原本となっていたことにより、非公開部分である「個人の氏名」及び「法人等の印影」が読み取れるものとなっていたが、異議申立人から指摘を受けるまで、これらの事実に気付かなかった。

なお、実施機関は、異議申立人からの指摘を受け、異議申立人に正しい文書の交付を行った上で、誤った文書の回収を依頼したが、「区長の詫び状を出すなら、文書の返却に応じるが、詫び状が出ないのであれば応じない。」と主張し、文書の回収ができていない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

2 争点

実施機関は、本件文書について、条例第7条第1号及び第2号を理由に本件決定を行ったのに対して、異議申立人は、公文書の公開の可否についてではなく、公開の実施時に交付した対象文書について、実施機関が公開しないと判断した情報について黒塗り処理していなかった点と黒塗り処理が不十分であった点について指摘を行っている。

したがって、本件異議申立ての争点は、公文書の公開の可否や公文書の存否ではなく、行政不服審査法の趣旨に鑑みた、本件異議申立ての適法性である。

3 本件異議申立ての適法性について

異議申立人は、本来非公開とすべき情報を黒塗り処理しなかった、また、黒塗り処理が不十分であったため非公開情報が認識できたという事務処理上の誤りについて指摘しているものと認められる。

もとより、情報公開制度は、第5の1で述べたように、「公文書の公開を請求する市民の権利」を何人にも保障するための制度であり、当審査会は、条例第20条に規定されているように、公文書の公開請求に係る公開決定等に対する不服申立てについて、実施機関が行う諮問に応じ、条例に基づき調査審議することを主たる役割としているところ、本件異議申立てが、行政不服審査法の趣旨に照らして適法か否かが問題となる。

本件異議申立ては、公開の可否を争うものではなく、実施機関の事務処理上の誤りを指摘しているだけであり、異議申立てをすることができない事項について申立てがなされていると言わざるを得ず、不適法となることから、行政不服審査法第47条第1項に基づき却下すべきである。

4 その他

答申第270号は、「法人の代表者の印影は、偽造等のおそれがあるため部分公開にする旨の記載があったにもかかわらず、実際に公開された公文書では、本件法人の印影が鮮明に確認できる。条例第7条各号を守れないなら、本件決定を取り消し、全部公開にすべきである。」という旨の異議申立人の主張を善解し、法人の代表者の印影に係る公開の可否について判断している。

しかしながら、同じ異議申立人から同趣旨の本件異議申立てがなされていることから、本件異議申立てについては、公開の可否ではなく、その適法性について判断することとした。

5 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野一郎、委員 曾我部真裕、委員 金井美智子

(参考) 答申に至る経過

平成24年度諮問受理第175号

年 月 日	経 過
平成24年9月28日	諮問
平成25年1月29日	実施機関から実施機関理由説明書の提出
平成25年3月8日	審議 (論点整理)
平成25年4月19日	審議 (答申案)
平成25年5月10日	審議 (答申案)
平成25年6月5日	答申